

お知らせ 介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年
8月1日
から

- 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成(補足給付)を行っています。
- ※補足給付は、世帯全員(別世帯の配偶者を含みます)が市町村民税非課税の場合が対象です。
- 令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

①「認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります」

	R 3. 7月まで	見直し後 (R 3. 8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)		単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※公的年金等収入金額(非課税年金を含みます)+その他の合計所得金額

②「介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費(日額)の負担限度額が変わります」

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R 3. 7月まで	見直し後 (R 3. 8月～)	R 3. 7月まで	見直し後 (R 3. 8月～)
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
---------------	---------------------------------	---------------------------------

※食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。

(注)生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

|| 問：高齢者支援課 電話：72-7325

お知らせ 令和3年8月利用分から
高額介護サービス費の負担限度額が見直されます



- 介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担いただいています。
- 高額介護サービス費とは、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。
- 令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しを行います。

「毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります」

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更ありません。

|| 問：高齢者支援課 電話：72-7325

お知らせ 後期高齢者医療制度について

◎保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証(オリーブ色)の有効期限は、7月31日(土)です。8月1日(日)からは、新しい保険証(薄桃色)に変わります。

- ▶対象者 75歳以上の方／65歳から74歳の一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)
- ▶一部負担割合 1割または3割(令和2年中の所得によって決定します)
- ▶交付の時期 新しい保険証は7月下旬に郵送します(簡易書留で郵送を希望される方は、7月9日(金)までに町民課または各支所にご連絡ください)。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(土)です。現在保有していて次の要件を満たす方は、保険証と一緒に送りますので、申請の必要はありません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- ▶要件 ①保険料の滞納がない ②令和3年度の住民税が非課税の世帯
- ③世帯内に所得の未申告者がいない(18歳以下を除く)



◎限度額適用認定証

「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日(土)です。現在保有していて次の要件を満たす方は、保険証と一緒に送りますので、申請の必要はありません。新規で交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- ▶要件 ①保険料の滞納がない
- ②令和3年度の住民税課税所得(※)が145万円以上690万円未満
- ③世帯主と世帯内の被保険者に所得の未申告者がいない

(※)世帯主かつ世帯内に19歳未満の方がいる場合、判定に使用する所得は、住民税課税所得と異なる場合があります。

◎保険料の決定通知書を送付します

令和3年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。保険料は、一人一人に等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

一人当たりの 均等割額	所得割額
$\text{保険料(年額)} = 47,720\text{円} + (\text{総所得金額等} - 43\text{万円【基礎控除額】}) \times \text{所得割率}9.02\%$	

◎社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費(国・県・市町の負担金)で約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています(詳しくは、保険証と一緒に送る「制度のご案内」をご覧ください)。

|| 問：町民課 電話：72-7300 / 税務課 電話：72-7301

お知らせ 南宇和高等学校農業科の生徒が ファーマーサポート研修に参加

南宇和高等学校農業科3年の生徒9人が、JAえひめ南が実施しているファーマーサポート研修に参加しました。

愛南農業指導班の指導の下、河内晩柑^{かわちばんかん}の樹高を低くする剪定を行うことにより、収穫作業を省力化する方法を研修生とともに学びました。



|| 問：農林課 電話：72-7311

お知らせ 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動で、今年で71回目になります。

愛南町では、～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～として、活動を行っていきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

|| 問：町民課 電話：72-7300

お知らせ 国民年金保険料免除等の申請を受け付けます

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

今年度の免除等の受け付けは7月1日(木)からで、令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として、本人・配偶者・世帯主の前年の所得等により審査を行います。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、宇和島年金事務所または愛南町役場町民課へご相談ください。

※保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

|| 問：宇和島年金事務所国民年金課
電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 国民健康保険 医療費の限度額適用認定証などの申請を受け付けます

医療機関を受診する際、事前に窓口で提示していただく医療費の支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」などの有効期限は7月31日(土)です。8月からも引き続き必要な方は、再度申請してください。

なお、世帯内に住民税の未申告者がいる世帯や、保険料の未納がある世帯については、その場で交付できない場合がありますので窓口でご相談ください。

▶申請受付開始日 7月21日(水)

▶必要なもの 該当者の保険証、マイナンバー確認書類、本人確認書類

▶場所 役場本庁町民課または各支所

|| 問：町民課 電話：72-7300

お知らせ 国民健康保険 被保険者証の一斉送付・更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。

【修学のため町外に転出している国民健康保険被保険者の皆さまへ】

現在、修学のため町外に転出している方で、引き続き修学の必要がある場合は更新手続きが必要です。

▶必要なもの 在学証明書(証明書の日付は7月1日(木)以降のもの)、個人番号カードまたは通知カード、本人確認書類、被保険者証

▶場所 役場本庁町民課または各支所

※修学が終了した場合も届け出が必要ですので、町民課または各支所にお越しください。

|| 問：町民課 電話：72-7300

お知らせ あけぼの荘に温泉水運搬車納車

5月25日(火)、新しく愛南町のロゴ「いろこいあいなん」でカラーリングされた、温泉水(泉質は単純硫黄冷鉱泉)運搬車が納車されました。

今後は走る広告塔として、一本松温泉あけぼの荘および町のPRに活用していきます。



|| 問：一本松温泉あけぼの荘 電話：84-3260

お知らせ お困りごと抱えていませんか？

悩み事や困り事があるのに、どこに相談すればいいかわからないことってないですか？

愛南町では、介護、障がい、生活困窮、子ども・子育てなど福祉に関する総合相談の窓口として保健福祉課に社会福祉士を2人配置しています。

お一人で悩まずに私たちにご相談ください。

▶日時 8:30~17:15(平日)

▶場所 役場本庁保健福祉課

|| 問：保健福祉課
電話：72-1212



愛南町
ホーム
ページ



保健福祉課 社会福祉士
菅原 快哉



愛南町社協 社会福祉士
岩村 崇弘

お知らせ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親を除く世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)に対し、実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

▶給付額 対象児童1人当たり一律5万円

▶支給対象者 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する、令和3年度住民税(均等割)が非課税である方

- ①令和3年4月分児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、支給対象に該当する方⇒申請不要です。
- ②令和3年4月1日～令和4年2月28日までに出生の児童を養育する方で、支給対象に該当する方⇒申請不要です。
- ③上記①②以外の対象児童を養育する方で、支給対象に該当する方⇒申請が必要です。
- ④令和3年1月1日以降、新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変し、令和3年度住民税(均等割)が非課税である方と同様の事情にあると認められる方⇒申請が必要です。

※申請先:役場本庁保健福祉課(申請期限:令和4年2月28日)

|| 問:保健福祉課 電話:72-1212



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

▶支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶支給額 児童1人当たり一律5万円

▶給付金の支給手続き

- ・①の該当の方は5月に支給済です。
- ・②、③の該当の方は申請が必要です。

▶申請先 役場本庁保健福祉課

|| 問:保健福祉課 電話:72-1212



厚労省
ホーム
ページ

お知らせ 男女共同参画について学習しませんか?

男女共同参画に関する学習会を行うグループに補助を行ったり、DVDの貸し出しを行います。

◎講師を招き行う学習会

▶対象者 10人以上のグループ

▶対象経費

講師への謝金と交通費、消耗品費、会場使用料

▶補助金額 5万円(上限)

◎DVDを使用する学習会

▶対象者 10人以上のグループ

学習会を開催する1か月前までに申請書の提出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

|| 問:企画財政課 電話:72-7317



愛南町
ホーム
ページ

募集 「夏休み!海と山の自由研究」体験参加者募集!

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会より、体験の参加者募集のお知らせです。今回は、夏休みの自由研究をテーマに貝殻などを使ったシーボーンアート作りと、竹を使った水鉄砲づくりを行います。

▶日時 7月25日(日) 9:00~12:00(雨天決行)

▶場所 旧満倉小学校体育館

▶定員 30人(先着順)※小学生限定、保護者付き添い可

▶体験料 500円(税込み)

▶締め切り日 7月16日(金)

申し込みは役場本庁農業支援センターへ電話でご連絡ください。



|| 問:農業支援センター 電話:72-7311

お知らせ 「愛結びコーナー」の一時移転について

毎月第3日曜日に御荘文化センターで開催している「愛結び」コーナーがDE・あ・い・21(内海公民館)に一時移転します。詳しくは、お問い合わせください。

▶開設場所 DE・あ・い・21(内海公民館)

▶開設時間 11:00~14:00(最終受け付け)

▶開設日 毎月第3日曜日

7月18日(日)、8月15日(日)

9月19日(日)



愛南町
ホーム
ページ

|| 問:えひめ結婚支援センター南予大洲事務所
電話:0893-57-6705
企画財政課 電話:72-7317

おしらせ 愛南町ロゴマークを商品デザインに!! 経費の一部を補助します

町内で事業を営む方が、パッケージ等に愛南町ブランディングロゴマークおよびキャッチコピーを使用し、愛南町の知名度の向上と使用するものの価値を広く伝えるために必要な経費の一部を補助します。

▶補助について

1. 補助金を申請したい場合は、「愛南町ロゴマーク等活用支援事業補助金交付要綱」に基づき、町(商工観光課)へ事前に申請してください。
2. 補助金を申請できる方は、次のとおりです。
 - ① 町内で事業を営む方で、町税等の滞納をしていない方
 - ② 「愛南町ロゴマーク及びキャッチコピー使用取扱要綱」第8条の規定に基づき、愛南町ロゴマーク等使用の承認を受けている方

(注) 補助金申請には、愛南町ロゴマーク等使用承認通知書(様式第3号)の写しが必要です。



いろいろ あいなん

ainan

愛南町ブランディング
ロゴマーク



愛南町
ホーム
ページ

交付対象事業	ロゴマーク等を使用し、新たなパッケージ等の製作に係る事業 ①商品デザイン(パッケージ、リーフレット、包装紙、紙袋、グッズ等) ②事業所および店舗看板デザイン
補助対象経費	補助対象経費は、次に掲げるものとする(消費税および地方消費税を含む)。ただし、他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。 ①企画費 ②デザイン費 ③製作費
交付の率および金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)とする。ただし、20万円を上限とし、同一年度内における補助対象者への補助は、1回とする。

|| 問：商工観光課 電話：72-7315



【消費生活に関する情報をお知らせします。】

～副業のつもりがお金を取られた!～簡単に稼げる仕事に気を付けて～

【相談事例】

インターネットで「スマホで簡単に毎月20万円稼げる!」という広告を見て転売ビジネスに興味を持った。借金をして高額なコンサルタント料を支払ったが全くもうからない。

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、ネットでの副業やオンラインビジネスに興味を持つ方が増えています。それに伴い、契約したが「もうからない」「だまされた」といった相談も全国で急増しています。特に若年層の被害が多く、事態は深刻です。

相談事例は、大手通販サイトやフリマアプリに無在庫で商品を出品し、注文を請けてから別の通販サイトでその商品を購入します。直接注文者宛に発送をしてもらう方法で、仕入れ価格と販売価格の差額で稼ぐ「無在庫転売ビジネス」といわれるものです。

実際には、仕入れ価格に出品手数料や自分の利益を上乗せすると、他の出品者の価格より高額になるためほとんど売れず、支払ったコンサルタント料を回収できる見込みはありません。

しかも通販サイトなどの規約では、このような無在庫転売は禁止されており、発見された場合にはアカウント停止といった措置が取られることから、そもそもビジネスとして成立しません。

【アドバイス】

事例の他にも「メールで悩みを聞くと報酬がもらえる」「必ずもうかる投資方法を教えます」など、さまざまなオンラインビジネスがネット広告などに紹介されていますが、「簡単にもうかる」そんなうまい話はありません! 広告や口コミをうのみにせず、高額な費用を支払う前に、愛南町消費生活相談窓口にご連絡いただくか、警察に相談しましょう! 不安に思ったり、トラブルにあった場合は、相談窓口にご連絡ください。



【消費者庁イラスト集より】

愛南町では、消費生活に関する相談窓口を開設しています。

開設日時：月曜日から金曜日の8:30～17:15

(毎週木曜日の9:00～16:00は消費生活専門相談員が対応します)

|| 問：消費生活相談窓口(商工観光課内)
電話：72-1405

募集

令和4年度採用の愛南町職員を募集します

申し込みは8月13日(金)まで

試験区分	一般行政職 (初級)	管理栄養士	保健師	土木技師(初級)
採用予定 人数	2名程度	1名程度	2名程度	1名程度
受験資格	昭和56年4月2日から平成16年4月1日生まれの方	昭和56年4月2日以降に生まれた方 管理栄養士の資格を有する方 または令和4年3月末日までに資格・免許を取得する見込みの方	昭和61年4月2日以降に生まれた方 保健師の免許を有する方 または令和4年3月末日までに資格・免許を取得する見込みの方	昭和56年4月2日から平成16年4月1日生まれの方 高等学校もしくは大学等の土木課程を修めて卒業した方(見込みの方) または高卒以上の土木の専門的知識・技能を有する方
1次試験	事務適正検査・教養試験・職場適正検査			
2次試験	作文試験・個人面接 集団討論		作文試験・個人面接	

試験区分	保育士	看護師	消防職員
採用予定 人数	2名程度	1名程度	若干名
受験資格	昭和51年4月2日以降に生まれた方 保育士証および幼稚園教諭2種の免許を有する方 または令和4年3月末日までに保育士証および幼稚園教諭2種の免許を取得する見込みの方	昭和51年4月2日以降に生まれた方 看護師の資格を有する方 または令和4年3月末日までに資格・免許を取得する見込みの方	平成3年4月2日から平成16年4月1日生まれの方 消防活動に支障のない体力を有し、心身ともに健康で次の身体基準を満たす方 視力：矯正視力が両目とも1.0以上 聴力：正常
1次試験	事務適正検査・教養試験・職場適正検査	教養試験・職場適正検査・看護師適正検査	教養試験・消防適正検査・体力試験
2次試験	作文試験・個人面接 実技試験	作文試験・個人面接	作文試験・個人面接



採用試験日程・会場
1次試験 日時：9月19日(日) 9:00～ 会場：愛南町役場本庁・愛南町消防本部ほか 合格発表：10月上旬(予定)
2次試験 日時：10月下旬(予定) 会場：愛南町役場本庁 合格発表：11月中旬(予定)

試験申込書等の入手方法
愛南町役場(本庁)総務課、各支所、愛南町消防本部または国保一本松病院事務室で配布するほか、町ホームページからのダウンロードや郵便等で請求して入手できます。

受付期間・場所
7月30日(金)～8月13日(金) 8:30～17:15 (土日・祝日を除く) ※郵送の場合も、8月13日(金)17:00必着 受付場所：愛南町役場(本庁)総務課

問：総務課 電話：72-1211



松村 たくみ
農林課 農業振興係
(入庁3年目 一般行政職)

町の農業が発展するよ
うに尽力していきます

幼少期から農業に触れ、町の農業に関わりながら地元で働きたいという思いがあり、役場職員を目指しました。

業務は、農機具や野菜の苗代の補助金手続きなど、農業の発展につながる支援をしています。

農家の方が品質の良い作物を栽培できるように、同じ目線で考えて、提案することを心掛ける中で、成果が出た時に仕事のやりがいを感じています。

今後も、町の大事な産業である農業が発展していけるように尽力していきます。



梶田 まなみ
保健福祉課 健康増進係
(入庁3年目 一般行政職)

縁の下の力持ちとして
町民の皆さんを支えます

地元で貢献をしたいという思いから一般行政職を受験しました。

主にワクチン接種、町内病院の医師を確保するための事業や献血、予算事務などの業務を担当しています。現在は新型コロナウイルススワクチン接種の窓口業務や予約の受け付けを行っています。

私は町民の皆さんの健康を維持し、豊かな日常を支えるため、縁の下の力持ちを信条に日々業務に取り組んでいます。どんな仕事にもやりがいを見出し、業務に積極的に取り組める職員を目指していきます。



山木 じょう
消防署 第3小隊 消防係
(入庁4年目 消防職員)

信頼される消防士を
目指します

愛南町で働きたいという思いと、消防士への憧れから消防職員になりました。

主な業務は、火災や災害時の出動、救急対応の他に、野焼きの受け付けなどの事務作業、イベントの露店設置を行う際の立会検査業務を行っています。

火災現場では消火活動を行いながら、広く周囲の状況を確認し、対応をしています。

救命士など資格取得も視野に入れ、町民の皆さんからも職員からも信頼される消防士を目指し日々頑張ります。



西本 えり
御荘保育所 保育士
(入庁6年目 保育士)

子どもの成長をサポート
「目配り・気配り・心配り」

中学校時の職場体験を機に、子どもに関わる仕事に興味を持ち、保育士を目指すようになりました。

集団生活や遊びの中で、子どもたちの健やかな成長へのサポートや、子育て家庭への支援を行っています。

保育士は、日々成長する子どもたちのたくさんの「はじめて」に立ち合うことができ、保護者と喜びを共有できる魅力的な仕事です。

今後も保育所が子どもたちにとって安心して楽しく通える場所になるよう日々努めていきます。

先輩職員の声